

中国人民銀行

一般性外商投資企業の人民元資本金による国内再投資を許可

リサーチ＆アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

2019年3月29日、中国人民銀行貨幣政策二司が『一般性外商投資企業の資本金による国内再投資に関する関連規定の説明』（以下、「本説明」という）を公布し、一般性外商投資企業が人民元資本金を国内再投資に充当することを許可しました。

1. 政策の背景

外商投資企業はその経営範囲に基づき、「投資を主要業務とする外商投資企業」および「一般性外商投資企業」に分けられます。「投資を主要業務とする外商投資企業」（例えば、投資性公司）は、その資本金が外貨、人民元を問わず、国内再投資に充当することができるとしています。一方、「一般性外商投資企業」は、その経営範囲に「投資」を含む場合を除き、その資本金が外貨、人民元を問わず、国内再投資に充当することができないとしています。今回の本説明は、「一般性外商投資企業」の人民元資本金による国内再投資を解禁しました。

【図表1】外商投資企業の類型およびその資本金の国内再投資への充当可否

| 企業類型 | 資本金通貨 | 国内再投資に充当可否 |
|----------------------|-----------|------------|
| 投資を主要業務とする 外商投資企業 | 外貨 | ○ |
| | 人民元 | ○ |
| | 外貨 人民元 | △ ×⇒○ |
| 一般性外商投資企業（※） | | |

※ 経営範囲に「投資」を含む一般性外商投資企業を除く。

2. 本規定の主要内容

本説明によると、商務部『クロスボーダー人民元の直接投資の関連問題に関する公告』（2013年87号）は外商投資企業の人民元資本金による国内再投資に制限を設けておりません。中国人民銀行と比べ、商務部は外商投資領域において前に置かれている監督管理部門であるので、本説明は上記公告に基づき、一般性外商投資企業が人民元資本金を国内再投資に充当することを解禁しました。

【図表2】一般性外商投資企業の人民元資本金の用途（一部）（※）

| No | 用途 | 使用可否 |
|----|---|---------|
| 1 | 中国国内再投資 | ×⇒○（今回） |
| 2 | 中国国内において直接もしくは間接の有価証券および金融デリバティブ投資（上場会社への戦略投資を除く） | × |
| 3 | 委託貸付 | × |

※ 『中國人民銀行 外商投資直接投資人民元決済業務の操作細則の明確化に関する通知』（銀發[2012]165号）に基づき作成

3. 企業への影響

中国人民銀行と外貨管理局は、投資性公司ではない一般性外商投資企業が、資本金を使用した国内再投資に対して慎重な態度を取っています。外貨管理局が2015年に公布した『匯發[2015]19号』通達では、外貨資本金を元転後、国内持分投資に充当する手続および方法を明確化しましたが、実務上一般性外商投資公司が経営範囲に「投資」を追加することが困難なため、資本金による国内再投資の実績はわずかです。

今回、一般性外商投資企業の人民元資本金による国内再投資を解禁することにより、外商投資企業による国内投資に便宜を提供しました。設立要件が比較的厳しい投資性公司がグループ内に存在しない場合でも、理論上国内再投資体制の構築が可能となり、中国事業を拡大したい多国籍企業にとっては朗報でしょう。

注意事項として、本説明に関する実務において各地方に差異がある可能性があり、実際に取り扱う際に所在地人民銀行の実施細則をご確認ください。

引き続き関連情報をフォローの上、隨時情報展開させて頂きます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

| 中国語原文 | 日本語参考訳 |
|---|--|
| <p>关于一般性外商投资企业资本金境内再投资相关规定的说明</p> <p>关于一般性外商投资企业资本金境内再投资问题,《中国人民银行关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知》(银发[2012]165号)第十六条中规定,“对于非投资类外商投资企业,外商投资企业的人民币资本金不得用于境内再投资”。</p> <p>此后,前置监管部门政策发生变化。商务部《关于跨境人民币直接投资有关问题的公告》(2013年第87号)第三点规定,“外商投资企业不得使用跨境人民币直接投资的资金在中国境内直接或间接投资于有价证券和金融衍生品(战略投资上市公司除外),以及用于委托贷款”,未对外商投资企业使用人民币资本金在境内再投资加以限制。据此,非投资类外商投资企业的人民币资本金可以用于境内再投资。</p> <p>特此说明。</p> <p>中国人民银行货币政策二司 2019年3月29日</p> | <p>一般性外商投資企業の資本金による国内再投資に関する関連規定の説明</p> <p>一般性外商投資企業の資本金による国内再投資の問題について、『中国人民銀行 外商投資直接投資人民元決済業務の操作細則の明確化に関する通知』(銀發[2012]165号)の第十六条に、「非投資類外商投資企業に対し、外商投資企業の人民元資本金は国内再投資に充当してはならない」とした。</p> <p>その後、前に置かれている監督管理部門の政策に変化が発生した。商務部『クロスボーダー人民元による直接投資の関連問題についての公告』(2013年第87号)の第三点規定に、「外商投資企業はクロスボーダー人民元により直接投資した資金を使用して中国国内において直接もしくは間接的な有価証券および金融デリバティブ(上場会社への戦略投資を除く)への投資、および委託貸付に充当してはならない」と規定し、外商投資企業が人民元を使用して国内再投資を行うことに対して制限を設けない。上記に基づき、非投資類外商投資企業の人民元資本金は国内再投資に充当することができる。</p> <p>以上、特に説明を行うものとする。</p> <p>中国人民銀行貨幣政策二司 2019年3月29日</p> |

【日本語参考訳 : MUFG バンク (中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザリー部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク (中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室